

## 一般社団法人愛媛県サッカー協会ホームページのバナースライダー広告掲載利用規約

### 第1条(目的)

一般社団法人愛媛県サッカー協会ホームページのバナースライダー広告掲載利用規約(以下「本規約」という。)は、一般社団法人愛媛県サッカー協会(以下「当協会」という。)が定める本規約を利用する広告利用者(「広告主」という。)との権利、義務及び責任事項を規定することを目的とする。

### 第2条(広告の利用対象者)

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、当協会が適当と認めるもの

### 第3条(広告の規格等)

広告の規約等は、次のとおりとする。

- (1) 規格  
バナースライダーサイズ規格統一のため、当協会委託企業が作成する。  
バナースライダー素材として、会社のロゴデータを準備する。(PNG・JPG・GIF)
- (2) 掲載位置と掲載枠数  
掲載位置は、トップページでスライダー広告と併用して掲載する。  
掲載枠数は最大5枠とする。
- (3) 広告掲載期間および広告掲載料  
広告掲載期間は1年間とする。(1か月単位も可能)  
広告掲載料は、1年間1枠あたり120,000円(税別)とする。(1か月の場合は10,000円(税別))。

### 第4条(広告掲載の申込)

広告主は、バナースライダー広告申込書(以下「申込書」という。)により、広告原稿を添付して当協会に申し込むものとする。

当協会は必要に応じて申し込みの際に、広告主の業務内容がわかる書類の提示又は提出を求めることができる。

掲載内容が公序良俗に反するもの及び当協会が相応しくないものと判断した場合は、申し込みを断ることができる。

### 第5条(審査および決定)

当協会は、広告主からの申込書や広告データなど必要な書類が提出された後に審査を行い、掲載の可否を広告主に通知する。

#### 第 6 条(広告掲載料の支払い)

広告掲載の決定を受けた広告主は、当協会が指定する期日までに広告掲載料を前金で支払うものとする。詳細は当協会作成の「ホームページのご案内」を参照。

#### 第 7 条(広告原稿の作成及び提出)

広告原稿は、素材や原稿を広告主の負担で作成し、当協会が指定する方法・期日までに提出するものとする。詳細は当協会作成の「ホームページのご案内」を参照。

#### 第 8 条(広告掲載に伴う責任等)

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

#### 第 9 条(その他)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は当協会が別に定める。

#### 【付則】

##### 第1条 施行日

本規約は 2022 年 11 月 1 日から施行する。